端末あんしん補償サービス利用規約

平成 26 年 11 月 20 日版

ＵＱコミュニケーションズ株式会社

端末あんしん補償サービス利用規約

（規約の適用）
第１条　UQコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この端末あんしん補償サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき「端末あんしん補償」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

（本規約の変更）
第２条　当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約（本規約に付随して当社が別に定める事項を含みます。以下同じとします。）を変更することができます。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。
２　変更後の本規約は、当社が別に定める場合を除き、当社の指定するウェブページに表示した時点から効力を生じるものとします。

（定義）
第３条　本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

<table>
<tr><th>用　　語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr>
<tr><td>１　利用契約</td><td>本規約に基づき当社から本サービスの提供を受けるための契約</td></tr>
<tr><td>２　契約者</td><td>当社と利用契約を締結している者</td></tr>
<tr><td>３　提携事業者</td><td>株式会社ヤマダ電機及び株式会社ノジマ</td></tr>
<tr><td>４　WiMAX2+サービス</td><td>下表に定める電気通信サービス
<table><tr><th>電気通信事業者</th><th>電気通信サービス</th></tr><tr><td>当社</td><td>UQ通信サービス契約約款に定める「WiMAX2+サービス」</td></tr><tr><td>株式会社ヤマダ電機</td><td>YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款に定める「WiMAX2+サービス」</td></tr><tr><td>株式会社ノジマ</td><td>nojima通信サービス契約約款に定める「WiMAX2+サービス」</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>５　通信契約</td><td>当社又は提携事業者からWiMAX2+サービスの提供を受けるための契約（当社が別に定める種別に限ります。）</td></tr>
<tr><td>６　auショップ</td><td>KDDI株式会社及び同社の代理店が「auショップ」の名称で運営する携帯電話の販売店</td></tr>
<tr><td>７　補償</td><td>契約者が通信機器の修理等の対価としてauショップへ支払った代金の全部又は一部を当社が負担すること</td></tr>
<tr><td>８　見舞金</td><td>当社が補償にあたって契約者へ支給する金銭</td></tr>
<tr><td>９　補償対象機器</td><td>WiMAX2+サービスに対応した通信機器のうち、補償を受けることができる種類のもの</td></tr>
<tr><td>10　補償対象事故</td><td>補償対象機器が正常に利用できない状態に陥る原因となった事故等のうち、補償を受けることができる種類のもの</td></tr>
</table>

（本サービスの概要）
第４条　当社は、契約者が所有する補償対象機器に補償対象事故が生じた場合において、契約者からの申出に基づき補償を行うサービスを提供します。

（契約の単位）
第５条　当社は、１の通信契約ごとに１の利用契約を締結します。

（申込みの方法）

第6条　利用契約の申込みは、当社所定の方法により通信契約の申込みと同時に行っていただきます。通信契約の申込みと異なる時期に利用契約を申込むことはできません。

（利用契約の成立）

第7条　利用契約は、当社又は提携事業者が前条の通信契約（以下「主契約」といいます。）の申込みを承諾した時点をもって、その主契約の成立と同時に成立するものとします。なお、本規約に基づく補償は、その利用契約が成立した月の翌月以降に生じた補償対象事故に対して行います。

2　前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1)申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。

(2)利用契約の申込みをした者が、主契約又は本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき。

(3)利用契約の申込みをした者が、過去に本サービスを利用したことがあるとき。

(4)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（利用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第8条　契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

（契約者が行う利用契約の解除）

第9条　契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、利用契約は、当社にその通知が到達した日を含む月の末日をもって終了します。

（当社が行う利用契約の解除）

第10条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その利用契約を解除できるものとします。

(1)契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。

(2)その他利用契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。

2　前項によるほか、主契約が終了した場合は、その終了日を含む月の末日をもって利用契約が終了するものとします。

3　当社は、前2項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

（利用料金の支払義務）

第11条　契約者は、利用契約が成立した日を含む月の翌月から起算してその利用契約が終了した日を含む月までの期間について、下表に定める利用料金を支払っていただきます。なお、利用料金の日割りは行いません。

区　　　分	料金額（税抜）
利用料金	1利用契約ごとに月額500円

2　当社は、本規約に別段の定めがない限り、利用料金の減額及び免除並びに受領済みの利用料金の返金は行いません。

（債権譲渡）

第 12 条　提携事業者との間に主契約を締結している契約者は、前条の規定により生じた債権を当社が当該提携事業者へ譲渡することにつき異議なく承諾していただきます。
2　前項の場合において、当社及び当該提携事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

（補償対象機器）
第 13 条　補償対象機器は、当社の指定するウェブページに掲示した通信機器（クレードル、充電器、ケーブルその他本体以外の周辺機器等を除きます。）とします。

（補償対象事故）
第 14 条　補償対象事故は、次の各号のいずれかに該当する事故等（メーカー保証の対象となる事故等を除きます。）とします。
(1)自然故障（取扱説明書及び添付ラベルその他の注意事項等の記載内容に従った正常な使用状態の下で発生した故障をいいます。以下同じとします。）
(2)水濡れ
(3)破損

（見舞金の請求）
第 15 条　契約者は、利用契約の有効期間中に限り、見舞金を請求することができます。
2　契約者は、見舞金を請求しようとするときは、当社所定の申請書に必要事項を記載のうえ、補償対象事故にかかる補償対象機器の修理に関して au ショップが契約者に発行した修理報告書（申請日から遡って 3 ヵ月以内に発行されたものに限ります。）を添えて、当社の指定場所に郵送していただきます。この場合、郵送費は契約者が負担するものとします。

（見舞金の支払い）
第 16 条　当社は、前条の申請があったときは、契約者に対し、その修理代金と同額の見舞金を支払うものとします。
　ただし、その修理代金が下表の上限額を超えている場合は、その上限額を見舞金として支払うものとします。なお、水漏れ又は破損の場合、その利用契約が成立した日を含む月の翌月から起算して 12 ヵ月間を 1 年目とする区分に応じて上限額を適用します。

区　分		上限額
自然故障の場合		30,000 円
水漏れ又は破損の場合	1 年目	20,000 円
	2 年目以降	30,000 円

2　当社は、前項の規定にかかわらず、その申請が次のいずれかに該当する場合は、その見舞金を支払わないものとします。
(1)申請書又は添付書類のいずれかに不備があるとき。
(2)契約者以外の者が au ショップで行った修理に対する申請であるとき。
(3)補償対象機器以外の機器の修理に対する申請であるとき。
(4)補償対象事故以外の事由による故障等の修理に対する申請であるとき。
(5)利用契約が成立した日を含む月の翌月以降に発生した補償対象事故に係る申請でないとき。
(6)最後に補償した補償対象事故が発生した日から 6 ヵ月以内に発生した補償対象事故に係る申請であるとき。
(7)地震、噴火、津波、風水災その他自然災害に起因する被害に基づく申請であるとき。
(8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害

され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）に起因する被害に基づく申請であるとき。

（本サービスの廃止）

第17条　当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2　当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。

3　当社は、本サービスの全部又は一部が廃止したことにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

（禁止行為）

第18条　契約者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

⑴見舞金の請求その他本サービスの利用にあたって虚偽の届出又は申告を行うこと。
⑵他者になりすまして本サービスを利用する行為。
⑶本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
⑷犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
⑸その他、法令、公序良俗若しくは本規約等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

（個人情報の取扱い）

第19条　当社は、本サービスの提供にあたって契約者から取得した個人情報について、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

（免責）

第20条　当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

（合意管轄裁判所）

第21条　本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第22条　本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附　則（14-UQ-営推019号）

本規約は、平成26年11月20日から実施します。